

住宅用火災警報器のよくある質問

Q どこで買えるの？

A 住宅用火災警報器普及協力事業所により、販売や取付作業を行う事業所を公表しています。詳しくは別紙又は金沢市消防局ホームページをご覧ください。

金沢市消防局ホームページでは事業所一覧を随時更新中
最新情報をチェック!

金沢市住宅用火災警報器普及協力事業所

検索



Q 住宅用火災警報器が鳴ったらどうするの？

A ●火災の場合 → 周りに**大声で知らせ**て、避難してから**119番通報**して下さい。
(可能であれば初期消火)

●誤報の場合 → **警報音停止ボタン**を押して警報音を止めましょう。

Q 住宅用火災警報器は、アパートやマンションにも取り付けが必要か？

A 「自動火災報知設備」、「スプリンクラー設備」が設置されていない場合は、住宅用火災警報器の取り付けが必要です。管理会社にご確認下さい。

Q オール電化でも必要か？

A **必要です**。コンセントのホコリやたこ足配線など電気に起因する火災も発生しています。火気の使用の有無にかかわらず、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が必要となります。

お問い合わせ

金沢市消防局予防課 TEL.076(280)2065 金沢市中央消防署 TEL.076(280)5041
金沢市駅西消防署 TEL.076(280)6094 金沢市金石消防署 TEL.076(280)7037

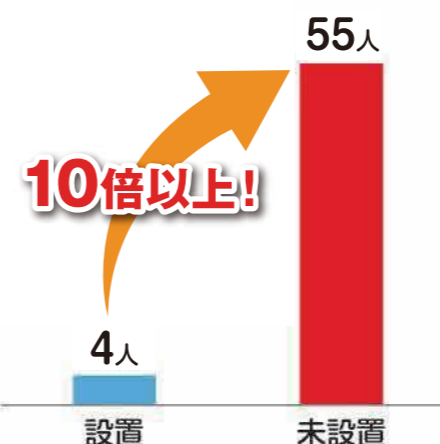
住宅用火災警報器ガイド

火災からの
逃げ遅れを防ぐ



未設置は危険!!

住宅火災(10万世帯あたり)の死者数
(H25~R4)



住宅用火災警報器で命が助かる!

過去10年間、金沢市における住宅火災について、住宅用火災警報器の効果を分析。

設置して助かった!



就寝中に住宅用火災警報器(連動型)の鳴動で目覚め、台所の出火を発見。消火に成功。
(金沢市での事例)

金沢市消防局

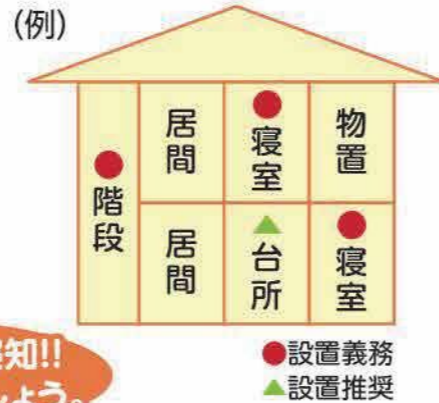
必ず設置

金沢市火災予防条例 第29条の2、第29条の3

住宅用火災警報器とは、火災での煙や熱を感知し、警報音を鳴動させるものです。金沢市火災予防条例により、すべての住宅(借家なども含む)に設置・維持管理が義務付けられています。

設置義務のある場所 就寝中の逃げ遅れ防止

- ・「**寝室**」
- ・「**階段**」(寝室が2階にある場合)
※設置義務のある場所には**煙式**のものを設置してください



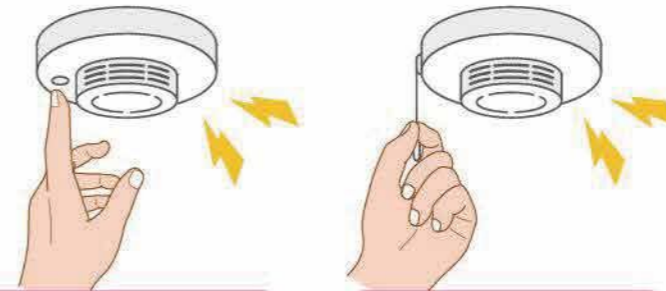
いち早く火災を察知!!
逃げ遅れを防ぎましょう。

※「**台所**」は努力義務(任意)です。
火災の早期発見のため設置して下さい。

定期的に点検

金沢市火災予防条例 第29条の3

メーカーや種類により**ボタンを押す**か**ひもを引く**ことで点検できます。



ボタンを押すタイプ

ひもを引くタイプ

「鳴動する」 → 正常
「鳴動しない」 → 電池切れ・故障

点検の結果、**鳴動しない場合は必ず交換**して下さい。

毎月10日は住宅用火災警報器点検デーです。
定期的に点検しましょう。



正しく取付

金沢市火災予防条例 第29条の3

天井に取り付ける場合



壁(梁)から60cm以上
離してください。

壁に取り付ける場合



天井から15~50cm以内
としてください。



エアコン等から1.5m以上
離して取付してください。

こんな住宅用火災警報器もあります

連動型住宅用火災警報器

一つの住宅用火災警報器が
作動すると、連動している
全ての住宅用火災警報器が
作動します。

他の部屋にいても
火事に気付く



10年で交換

上記の点検にかかわらず、設置から**10年を目安に交換**して下さい。
基板等の劣化により作動しない恐れがあります。

故障は未設置と同じ!

※住宅用火災警報器の廃棄

- ・本体 「燃やさないごみ」に出して下さい。
- ・電池 「資源回収」に出して下さい。

ワンポイントアドバイス

設置年月を記入しておくで交換時期がすぐに分かります。

